

龍	ヶ	崎	市	は					
新	規	就	農	者	の	皆	さ	ん	を
応	援	し	ま	す	!				



龍ヶ崎市新規就農者支援事業

農業開始から経営が安定するまで最大6年間の費用を助成します。

国の補助金

新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金
最大3年間交付

龍ヶ崎市の補助金

龍ヶ崎市新規就農者支援事業
最大3年間交付

国の補助事業にプラスで
期間をぐ～ん!!と
3年間補完



対象者

認定新規就農者
又は **認定農業者**

(主な要件)

- ・就農後3年以内、かつ18歳以上56歳未満であること
- ・龍ヶ崎市在住、かつ主に龍ヶ崎市内で営農すること
- ・前年の総所得が350万円未満であること

補助金額

一人あたり
年間最大90万円

(親元就農者は年間最大60万円)

事業の流れ

- ① **市との就農相談** : 申請前に就農相談を実施し、その際に申請書類をお渡します。
- ② **経営計画の作成** : 経営の安定に向けた5年間の経営計画を作成します。
- ③ **交付申請・決定** : 作成した書類一式を提出し、審査後に補助金が交付されます。
- ④ **就農状況報告** : 対象期間中は就農状況を毎年市へ報告してください。



詳しくはお問い合わせください！

問い合わせ先

龍ヶ崎市 農業政策課 農業総務グループ
TEL 0297-64-1111 (内線:411)



・交付には上記の他にも一定の要件があります。
・総額には上限があります。そのため、多数の申請があった場合には要件を満たしていても補助が受けられないことがあります。

